議第120号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内指定病院の精神科の診療等に従事した者に係る滋賀県医学生(精神科)修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方 2人

2 金 額 14,400,000円

(参 考)

7,200,000円× 2人= 14,400,000円

滋賀県医学生(精神科)修学資金貸付金の概要

資金名	滋賀県医学生(精神科)修学資金貸付金			
貸与対象者	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学の医学を履修する課程の学部に在籍している医学生			
貸与条件	貸付金の貸与終了後、県内の病院で臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受け、引き続き県内の指定病院または滋賀医科大学医学部附属病院の精神科で勤務する意思がある者			
貸与額	年額180万円 ※貸与期間は、3年次からの4年間			
免除条件	大学卒業後5年間(臨床研修期間含む。)、県内の病院において精神科の診療業務に従事し、そのうち4年目以降は県内の指定病院または滋賀医科大学医学部附属病院の精神科で勤務した場合、全額免除 <指定病院> 琵琶湖病院、滋賀里病院、瀬田川病院、湖南病院、水口病院、滋賀八幡病院、豊郷病院、セフィロト病院、長浜赤十字病院			
	■直近3年の免除者数および返還免除額			
	年 度	免除者数(人	.) 返還	免除額(円)
	令和3年度	_		_
	令和4年度	_		_
(参考)	令和5年度	2		14, 400, 000
返還免除の状況	■令和5年度免除者について			
	○出身地 県内	日出身 1人		
	県夕	出身 1人		
	〇現勤務先 県内	動務 2人		
	県夕	勤務 -		

議第121号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関において診療等に従事した者に係る滋賀県医学生修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方 4人

2 金 額 28,800,000円

(参 考)

7,200,000円× 4人= 28,800,000円

滋賀県医学生修学資金貸付金の概要

資金名	滋賀県医学生修学資金貸付金			
貸与対象者	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学の医学を履修する課程の学部に在籍している医学生			
貸与条件	貸付金の貸与終了後、県内の病院で臨床研修(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。)を受け、引き続き県内の医療機関で勤務する意思がある者			
貸与額	年額180万円 ※貸与期間は、3年次からの4年間			
免除条件	大学卒業後5年間(臨床研修期間を含む。)、県内の医療機関で勤務し、そのうち4年目以降は滋賀県が指定する医療機関で勤務した場合に、全額免除 <滋賀県が指定する医療機関> 滋賀県保健医療計画上一定の役割を担っている県内の49医療機関(41病院、8診療所)の中から指定 ※平成30年度新規貸与者から就業義務年限は6年間とし、かつ、滋賀県が定めるキャリア形成プログラムへの参加が必要			
	■直近3年の免除者数および返還免除額			
	年 度	免除者数(人)	返還免除額(円)	
	令和3年度	3	21, 600, 000	
	令和4年度	2	14, 400, 000	
(参考)	令和5年度	4	28, 800, 000	
返還免除の状況	■令和5年度免除者について			
	〇出身地 県内出			
	県外出			
	○現勤務先 県内勤			
	県外勤			

議第122号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関において診療等に従事した者に係る滋賀県医師養成奨学金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- 1 貸付けの相手方 1人
- 2 金 額 8,100,000円

滋賀県医師養成奨学金貸付金の概要

資金名	医師養成奨学金貸付金			
貸与対象者	滋賀医科大学医学部医学科に入学した者(学士編入学生を含む。)のうち、地域医療に強い意欲を持ち、同大学卒業後、県内の医療機関において勤務する意思を有する者として同大学が選考した者			
貸与条件	大学卒業後、県内の病院で勤務する意思がある者			
貸与額	年額180万円(学士編入学生の入学年度は年額90万円) ※貸与期間は、6年間(学士編入学生は4年半) ※学士編入者への貸与は平成31年度まで			
	大学卒業後9年間(学士編入学生は7年間)、県内の医療機関で勤務 のうち6年目以降は滋賀県が指定する医療機関で勤務した場合、全額5 (ただし、旧制度では、内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦 麻酔科、救急科等での勤務に限る。)			
免除条件	具内の49医療機関 (41病院、			
	ら除 リア形成プログラムへの参			
	■直近3年の免除者数および返還免除額			
	年 度	免除者数(人)	返還免除額(円)	
	令和3年度	3	8, 867, 200	
(()	令和4年度	2	11, 600, 000	
(参考)	令和5年度	1	8, 100, 000	
返還免除の状況	■令和5年度免除者について			
	〇出身地 県内出身 一			
	県外出身			
	○現勤務先 県内勤剤			
	県外勤利 	分 — ———————————————————————————————————		

議第123号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る県立看護師等養成所授業料資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

1 貸付けの相手方 93人

2 金 額 70,648,200円

(参 考)

264,600円× 2人= 529,200円

529,200円× 8人= 4,233,600円

793,800円×83人=65,885,400円

県立看護師等養成所授業料資金貸付金の概要

資金名	県立看護師等養成所授業料資金貸付金				
貸与対象者	県立看護師等養成所に在学している者				
貸与条件	卒業後、県内の医療機関等において看護師等として業務に従事する意思が ある者				
貸与額	月額22,050円(年額264,600円) ※大学等における修学の支援に関する法律(高等教育の修学支援新制度)による授業料等の減免を受ける者のうち減免区分が第I区分(満額の支援)の者については、月額18,600円(年額223,200円)				
免除条件	県立看護師等養成所を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の 免許を取得し、直ちに県内の医療機関等に就職し、引き続き貸付金の貸与期 間に相当する期間について看護師等として業務に従事した場合、全額免除				
	■直近3年の免除者数および返還免除額				
	年度	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	免除者数	(人)	返還免除額(円)
	令和3年	度	117		90, 757, 800
	令和4年度		121		88, 200, 000
(参考)	令和5年度		93		70, 648, 200
(多名) 返還免除の状況	■令和5年度免除者について				
	○出身地	県内出身	89人		
		県外出身	4人		
	○現勤務先	県内勤務	91人		
		県外勤務	1人		
		その他	1人		

議第124号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定に基づき、 議決を求める。

1 貸付けの相手方 19人

2 金 額 10,800,000円

(参 考)

432,000円× 13人= 5,616,000円 864,000円× 6人= 5,184,000円

リハビリテーション専門職員修学資金貸付金の概要

資金名	リハビリテーション専門職員修学資金貸付金			
貸与対象者	リハビリテーション専門職養成施設の最終学年またはその前学年に在 学する者のうち、卒業および国家資格取得後県内に存在する医療機関等に おいてリハビリテーション業務に従事する意思を有する者として県が選 考した者			
貸与条件	養成校卒業および国家資格取得後、県内の医療機関等においてリハビリ テーション専門職として業務に従事する意思のある者			
貸与額	年額432,000円を一括貸与(月額36,000円)			
免除条件	養成施設を卒業した日から2年を経過する日までに免許を取得し、免許取得後直ちに医療機関等において業務に従事し、かつ、業務に従事した日から引き続き修学資金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除く。)業務に従事した場合、全額免除			
(参考) 返還免除の状況	年 度 令和3年度 令和4年度 令和5年度	免除者数(人) 9 7 19	返還免除額(円) 3,888,000 3,024,000 10,800,000	